

東 鴨 支 部	大正十四年六月	白崎又五郎	高杉伊三郎	府下西栗鶴庚申塚四〇五 工員館内 白崎 又五郎方
赤 羽 支 部	昭和二年十月	山 田 政 信	寺 田 修 司	府下岩瀬町稻付一〇七 丹羽織工場内
代々 嬰 支 部	昭和三年九月	田 中 重 二	山 田 倉 次 郎	埼玉縣北足立郡藤折村 藤谷方
廉 折 支 部	昭和四年一月	新 井 時 太 郎	栗 原 長 五 郎	
田 無 支 部	昭和四年五月	井 口 晃	渡 邊 一 郎	府下田無町一六四 井口晃方
烟 切 支 部	昭和五年三月	細 田 信 次	増 渕 幸 次 郎	埼玉縣川口町柳原三九〇 細田信次方
川 口 第 二 支 部	大正十四年二月	井 堀 繁 雄	小 谷 野 豊 五 郎	埼玉縣川口町金山町二
	昭 和 五 年 五 月	大 墓 守 治	吉 野 浩	埼玉縣横皆根村飯塚二五 水谷孝三郎方

組合本部役員

組合長 内田藤七 主事 原虎一 調査部長 坪井守三郎
 教育部長 原虎一 會計 (主事兼任) 原虎一 青年部長 原虎一
 執行委員 組織部長 井堀繁雄 爭議部長 熊本虎藏 政治部長 成山三郎
 共濟部長 小川帝三郎 事業部長 田中芳太郎
 會計検査役 藤田壽一 濱田義雄 倉田年助 長島國之助

昭和四年度大會決議事項の執行

一、失業保険法即時制定要求の件

右は昨年十月關東同盟大會及十一月日本勞働同盟全國大會に於て満場一致可決されたる中央委員會は、勞働立法制定促進委員會及び社會民衆黨と協力して、政府當局に向つては根強く交渉し、一方には無產大衆に其の緊急必要なる事を演説會等に依つて訴へて輿論を喚起し極力其の實現に努力した。斯くする内に濱口内閣の資本家本位の舊平價金解禁は、財界に大恐慌を來たし失業者は益々増加し、勞働階級は底知れぬ失業不安に襲はれる處となつた。茲に於て社會民衆黨は之が緊急救濟方法として、第五十八(臨時)議會に左の如き失業給與法案を提出したのであるが、失業救濟に何等誠意を有しない民政黨及び其の内閣は遂に之を握り潰してしまつた。

失業給與法案

(社會民衆黨立案)

- 第一條 被給與者は労務契約によりて雇用せられたる年齢十五歳以上の人を、ふくらみの被用者を、ふくらみの被用者につき毎月金幣圓の割合を以て給與
- 第二條 勤用者は被用者に付すべし
- 第三條 國庫は被用者の納付すべき給與基金と同額を貯蓄す
- 第四條 費用は國庫負擔する
- 第五條 被給與者にして失業し法定の條件を充し資格を失せざる者は失業手當給與金を受くる権利を有す
- 第六條 被給與者一人の受くる一日の手當は五十錢をす
- 第七條 失業手當受領のための條件左の如し
 - 一、一ヶ月以上合理的に業務に服したるところ
 - 二、全失業をなせるところ
 - 三、被給與者が労働能力を有すること
 - 四、被給與者が眞に求職しあるにも拘はらず適當なる職業につく能はざること
- 第八條 本法は昭和五年六月一日公布するを同時に施行し昭和七年五月三十日までその効力を有す

二、日本民衆新聞購讀に関する件

我々の羅針盤である日本民衆新聞の購讀に就いては昨年十月關東同盟大會の可決を見、機會ある毎に各支部に勧誘し殊に新設支部には一層詳細に説明して其の購讀を勧めて來た爲め漸次増加されつゝあること